

宗教法人立正寺による墓地の建設計画に反対する決議

平成２３年８月２３日、宗教法人立正寺によって、羽村市緑ヶ丘三丁目３番６、３番７、３番１３に墓地を設置するための「墓地計画のお知らせ（新設）」の標識が掲出された。

このお知らせによれば、東京都知事に対する墓地等経営許可申請予定日は平成２３年１１月２４日、着工予定日は平成２３年１１月２５日、完了予定日が平成２４年３月５日となっている。

当該墓地建設予定地の用途地域は工業専用地域に指定され、周辺には多くの事業所が創業し、羽村栄・緑ヶ丘工業団地を形成している。羽村市はこれまで、都市基盤整備によるまちづくりを推進し、多くの工場等が立地した産業集積都市として発展してきている。

したがって、今般、墓地の建設が計画された当該土地を含む工業専用地域には、今後とも工場等の集積を図り、地域の特性にあった土地利用を進めることが、羽村市の発展にとって望まれるところである。現に、羽村市では、企業誘致促進条例に基づき、撤退企業等の跡地に新たな産業を創出するための諸施策に鋭意取り組んでいる。

また、羽村市は都市計画決定を受けた「市営富士見霊園」、いわゆる都市計画墓園を備えており、市民の利便に広く供されている。加えて、平成２４年度を初年度とする第五次羽村市長期総合計画案においても、当該墓園の拡張整備が既に盛り込まれ、墓地に対する市民要望に応じていく用意がある。

よって、羽村市議会は、宗教法人立正寺による新たな墓地の建設に反対するものである。

以上、決議する。

平成２３年　９月３０日

東京都羽村市議会